

下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書

平成29年度に開催された財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、(汚水に係る下水道施設の改築については排出者が負担すべきとの考えの下、)国による支援は、未普及の解消及び雨水対策への重点化の方針が提示され、昨年12月22日、国土交通省から、下水道事業にかかる社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等への重点化の方針が通知された。

仮に、下水道施設の改築への国費支援がなくなった場合、今後、人口減少が本格化する中、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、市民生活が成り立たなくなる。一方、下水道使用料の大幅な引き上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、道路陥没や下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある。

また、下水道は、地域からの汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割がきわめて大きな事業であるが、この役割は、新設時も改築時も変わるものではない。

よって、国においては、市民生活の維持や下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の改築に対する国費支援を継続することを強く求める。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月2日

佐賀県嬉野市議会

(提出先)

内閣総理大臣	様
衆議院議長	様
参議院議長	様
財務大臣	様
国土交通大臣	様